平成２９年（フ）第１８号
鳥取県倉吉市西福守町803番地　福守第１団地４―304号
債務者　間谷　千秋
1　決定年月日時　平成29年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２９年（フ）第２６号
鳥取県倉吉市鋤10番１地
債務者　馬壁　希望
1　決定年月日時　平成29年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２９年（フ）第３６７号
広島市東区中山中町５番47号
債務者　德永　英明
1　決定年月日時　平成29年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４２号
広島県尾道市原田町小原1335―１、住民票上の住所広島県尾道市栗原西２丁目５番１―705号　グランドール尾道２番館
債務者　道家ひとみ
1　決定年月日時　平成29年６月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第８５号
愛媛県松山市小栗３丁目６番21号　オークタウン松山105号
債務者　田中　浩平
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１２７号
愛媛県松山市小坂１丁目７番18号　小坂ハイツ104号
債務者　相原　　務
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第９２号
福岡県久留米市長門石４丁目６番９―14号
債務者　金子　政光
1　決定年月日時　平成29年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第１４９号
宮崎県児湯郡新富町大字三納代1057番地２
債務者　野田　広美
1　決定年月日時　平成29年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１５８号
宮崎市大橋３丁目70番地１　フレスコ和401号
債務者　夏川　可奈
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１６６号
宮崎市佐土原町下田島21564番地１　市営住宅久峰９棟405号
債務者　亀田亜希子（旧姓山内）
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１６９号
宮崎市大工３丁目260番地
債務者　武田　光德
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第４４号
宮崎県都城市志比田町5139番地23
債務者　日髙　尚道
1　決定年月日時　平成29年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２９年（フ）第４３３６号
東京都清瀬市元町１丁目１―10―502
債務者　轟　　哲也
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４３５１号
東京都大田区下丸子３丁目17―16―103
債務者　井上　秀樹
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４３６８号
東京都世田谷区尾山台３丁目34―13―102
債務者　中田　愛子
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４３７０号
東京都練馬区貫井３丁目24―３―201
債務者　稲生真由美
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４３７１号
東京都品川区東大井２丁目25―32　第３藤ハイツ　301
債務者　峰廣　　圭
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部